

令和2年11月10日
総務部人事課

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

会計年度任用職員の服務の宣誓の特例を定める必要があるため、条例を一部改正する。

2 改正内容

会計年度任用職員の服務の宣誓について、別に定めることができる旨の規定を加える（第2条第2項）。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

令和3年4月1日

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>職員の服務の宣誓に関する条例 昭和26年10月11日条例第14号</p>	<p>職員の服務の宣誓に関する条例 昭和26年10月11日条例第14号</p>
<p>改正 平成12年3月13日条例第29号 令和2年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 平成12年3月13日条例第29号</p>
<p>職員の服務の宣誓に関する条例 (目的)</p>	<p>職員の服務の宣誓に関する条例 (目的)</p>
<p>第1条 この条例は、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。</p>
<p>(職員の服務の宣誓)</p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p>
<p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあっては、世田谷区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p>	<p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあっては、世田谷区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p>
<p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>	
<p>(権限の委任)</p>	<p>(権限の委任)</p>
<p>第3条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p>	<p>第3条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則(平成12年3月13日条例第29号)</p>	<p>附 則(平成12年3月13日条例第29号)</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和2年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別記</p> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名印</p>	<p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>別記</p> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名印</p>